

平成31年2月8日

河内長野市 報道提供資料

元本市職員に対する判決について

相続税の申告納付等を行うと申し向け、市民から現金を詐取したこと等により、詐欺罪等で起訴されておりました元本市職員の松井欣一（平成29年10月18日付けで懲戒免職）に対し、平成31年2月7日、大阪地方裁判所堺支部において以下のとおり判決の言渡しがありました。

1 罪名

詐欺罪，有印公文書偽造罪及び同行使罪，税理士法違反

2 判決内容

懲役3年（実刑判決）

3 事案の概要

(1) 平成30年7月9日付け起訴：詐欺罪

相続税の申告納付等を行うと申し向け、市民から現金約800万円を詐取した事案

(2) 平成30年8月17日付け起訴：有印公文書偽造及び同行使罪，詐欺罪

偽造した市府民税の通知書を交付して退職金に係る市府民税を支払うように申し向け、市民から現金約41万円を詐取した事案

(3) 平成30年10月10日付け起訴：税理士法違反

複数回にわたり、資格がないのに税の申告書を作成した事案

(4) 平成30年11月30日付け起訴：有印公文書偽造及び同行使罪，詐欺罪

偽造した市府民税の減免決定通知書を交付する等して、市民から市府民税名目で現金約70万円を詐取した事案

（問い合わせ先） 河内長野市 市民生活部 税務課

TEL 0721-53-1111